

市第 142 号議案

公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額
の決定

公共下水道の管理かしによる事故について、次のように損害賠償
の額を定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 損害賠償の額 6,036,251 円
- 2 被 害 者 東京都新宿区西新宿 1 丁目26番 1 号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- 3 事 故 の 概 要 平成30年 6 月17日青葉区市ケ尾町において公
共下水道本管の詰まりによりマンションの地下
1 階で汚水が逆流し、建物及び備品の一部を汚
損した。これにより、被害者が損害保険金を支
払った。

提 案 理 由

公共下水道の管理かしによる事故に係る損害保険金を支払った損
害保険ジャパン日本興亜株式会社に対する損害賠償の額を決定した
いので提案する。

参 考

事件の概要

1 発生日時

平成30年6月17日午前8時00分頃

2 発生場所

青葉区市ケ尾町1,160番地の1

3 事故の状況

マンションの地下1階において公共下水道の汚水が逆流し、当該マンションの建物及び備品を汚水で汚損した。そのため、被害者は、当該マンションの管理組合にこれらの汚損に係る損害保険金を支払った。

4 事故の原因

公共下水道本管に街路樹の根が侵入して管が詰まったことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種 別	金 額
清 掃 作 業 費	248,400円
復 旧 工 事 費	5,027,586円
備 品 費	464,777円
消 臭 作 業 費	295,488円
計	6,036,251円

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなけ

ればならない。

(第1号から第12号まで省略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第14号、第15号及び第2項省略)

地方公営企業法（抜粋）

(地方自治法の適用除外)

第40条 (第1項省略)

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

横浜市下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第5条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定

(ア省略)

イ 交通事故以外によるもの 3,000,000 円

(第3号省略)